茅ヶ崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月22日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

## 茅ヶ崎市規則第1号

茅ヶ崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市印鑑条例施行規則(昭和50年茅ヶ崎市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「印鑑登録申請書(第1号様式)によってするものとする」を「次に掲げる事項を記載した申請書によりしなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 印鑑の登録を受けようとする者の氏名、出生の年月日及び住所
- (2) 代理人により申請する場合にあっては、代理人の氏名、出生の年月日及び住所第2条に次の1項を加える。
- 2 前項の申請書には、登録を受けようとする印鑑を押印しなければならない。 第4条第1項中「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条第3項を次のように改め る。
- 3 条例第4条第2項第2号に掲げる書面には、印鑑の登録を受けようとする者が本人であることを保証する者(以下この項において「保証人」という。)が署名し、登録を受けている印鑑を押印するほか、当該保証人の出生の年月日及び住所を記載しなければならない。

第6条第2項中「(第3号様式)」を「(第2号様式)」に改める。

第7条中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第8条第1項中「印鑑登録証引替交付申請書(第5号様式)によってするものとする」を「次に掲げる事項を記載した申請書によりしなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 印鑑登録者の氏名、出生の年月日及び住所
- (2) 代理人により申請する場合にあっては、代理人の氏名、出生の年月日及び住所

第8条第2項中「印鑑登録証及び印鑑登録証引替交付申請書の記載事項を印鑑登録原票の登録事項と」を「印鑑登録証に付された登録番号並びに前項の申請書に記載された印鑑登録者の氏名、出生の年月日及び住所と、印鑑登録原票に登録された登録番号、氏名、出生の年月日及び住所とを」に改める。

第9条中「条例第10条」を「第8条第1項の規定は、条例第10条」に、「は、印鑑登録証亡失等届出書(第6号様式)によってするものとする」を「について準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

第10条中「条例第12条第1項」を「第8条第1項の規定は、条例第12条第1項」に、「は、印鑑登録廃止申請書(第7号様式)によってするものとする」を「について準用する」に改める。

第11条中「(第8号様式)」を「(第4号様式)」に改める。

第12条第1項中「第9号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2項中「条例第15条」を「第8条の規定は、条例第15条」に、「は、印鑑登録証明書交付申請書(第10号様式)によってするものとする」を「について準用する」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、条例第16条の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付する。

第12条第4項を削る。

第13条第2項中「(第11号様式)」を「(第6号様式)」に改める。

第14条中「第12号様式」を「第7号様式」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式を第3号様式とし、第5号様式から第7号様式までを削り、第8号様式を第4号様式とし、第9号様式を第5号様式とし、第10号様式を削り、第11号様式を第6号様式とし、第12号様式を第7号様式とする。

附則

この規則は、令和6年1月23日から施行する。